

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法施行令			法令番号	平成 10 年法律第 412 号		
手続名	福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定取り消し			根拠条項	第 4 条第 1 項第 9 号		
処分基準	(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項第 9 号、第 4 条第 3 項						
対応区分		処理機関	長寿社会課		交付機関	長寿社会課	
						目次 No.	